

ID: 273

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<b>処分の概要</b>	利用の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市名風聖苑設置及び管理条例 第3条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第149号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (利用の許可)                  第3条 名風聖苑(以下「火葬場」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 火葬場の管理運営上支障があるとき。</p> <p>(3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。                  (公共施設の利用の不許可等)                  第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年8月15日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日